



子供が不慮の事故で物を壊したときの保険で、月々250円でご加入いただけます。

## 賠償責任保険とは？

- 賠償責任保険とは、被保険者(被保険者と生計を共にする同居の親族も含む。)が他人の身体の傷害または他人の財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して保険金を支払うものです。
- 山岳遭難・捜索救助費用保険金は、キャンプなどで日本国内の山で遊んでいるときに、子供が迷子や行方知れずになったときに警察に連絡し、実施された山岳遭難・捜索救助費用の内、公的機関や公的機関から委嘱された民間機関等から請求された費用で、被保険者が負担することが相当と認められた次のいずれかに該当する損害が発生した場合に保険金を支払います。
- 当社は、第1回保険料相当額を受け取った後に、保険契約の申込の承諾をもって、保険契約上の責任を負います。
- 但し、親子のための対人トラブル保険、親子のための弁護士保険を同時にお申込をされる場合に限り、保険契約の申込を行った日からその日を含めて90日目に第1回保険料相当額を受け取り、その翌日に保険契約の申込の承諾をします。

## ○支払われる例

子供や同居の親族が、責任開始日以後に他人の体にケガを負わせたり、他人の物を壊したとき、または山遊びに行き道迷いで警察に通報して捜索をしたときに保険金が支払われます。具体的には次のような事例等が補償対象になります。

1. 友達から借りていたゲーム機を壊した場合。
2. 散歩中に犬が通りすがりの人にかみついた場合。
3. 子供が遊んでいて友達をケガをさせた場合。
4. 子供が自転車で通りすがりの人にケガをさせた場合。
5. 子供が山に遊びに行き行方不明になった場合。



友達のゲーム機を壊してしまった。



散歩中に犬が友達に噛みついた。



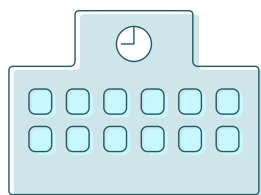
子供が自転車で人をはねた。



山遊びに行きはぐれてしまった。

## ×支払われない例

例えば、次のような場合は補償の対象外です。お申込の際に、約款および重要事項説明書を必ずご確認ください。



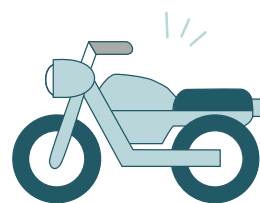
学校内での事故は対象になりません。



部活動で賠償責任保険に加入の場合は対象外です。



職務を遂行している場合は対象外です。



二輪車や四輪車の車両事故は対象外です。

## お支払いする保険金

名称	保険金額	支払事由
賠償責任補償保険	最大 1,000 万円 免責額 3 万円	被保険者および被保険者と生計を共にする同居の親族が、責任開始日以後に、次の 1 および 2 に掲げる日本国内で事故によって、被保険者および被保険者と生計を共にする同居の親族が他人(注 1)の身体の障害(注 2)または他人(注 1)の財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して賠償責任補償保険金を支払います。 1. 被保険者および被保険者と生計を共にする同居の親族の日常生活に起因する不慮の事故 2. 被保険者および被保険者と生計を共にする同居の親族の居住の用に供される保険証券記載の住居(敷地内の動産を含みます)の所有・使用または管理に起因する不慮の事故 (注 1) 傷害保険普通保険約款においては、第 2 条(被保険者およびその範囲)に定める被保険者以外の者をいいます。 (注 2) 本約款においては、傷害、疾病、特定重度障害または死亡をいいます。

名称	保険金額	支払事由
山岳遭難・ 捜索救助 費用保険金	最大 300 万円  免責額 3 万円	被保険者が、責任開始日以後に、日本国内での山岳において遭難したと警察に認定され、実施された山岳遭難・捜索救助費用の内、公的機関や公的機関から委嘱された民間機関等から請求された費用で、被保険者が負担することが相当と認められた次のいずれかに該当する損害が発生した場合に保険金を支払います。 1. 被保険者の捜索・救助活動に従事した人の人件費や日当等 2. 被保険者の捜索・救助活動に従事した人の装備費、保険料、交通費、食糧費等 3. 被保険者の捜索に従事したヘリコプター等の運航に係る費用等

保険料 (月払)	小学校			中学校			高校		
	保険料			一律 250 円					

## 保険金をお支払しない主な場合

本保険において、保険金を支払われない場合は次のとおりです。  
免責理由は次のとおりです。

賠償責任 補償保険	<p>被保険者および生計を共にする同居の親族が、次のいずれかにより支払事由に該当したとき</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 保険契約者または被保険者（生計を共にする同居の親族を含む。）の故意</li> <li>2. 被保険者（生計を共にする同居の親族を含む。）の精神および行動の障害（別表 2）を原因とする事故</li> <li>3. 戦争、その他の変乱</li> <li>4. 地震、噴火または津波</li> <li>5. 核燃料物質（注 1）もしくは核燃料物質（注 1）によって汚染された物（注 2）の放射性、爆発性その他の有害な特性、またはこれらの特性による事故 （注 1）使用済燃料を含みます。（注 2）原子核分裂生成物を含みます。</li> <li>6. 被保険者（生計を共にする同居の親族を含む。）の日常生活に起因しない、第三者への不法行為となる損害賠償責任</li> <li>7. 被保険者（生計を共にする同居の親族を含む。）の職務遂行に直接起因する損害賠償責任および契約上の責任または契約上加重された責任</li> <li>8. 被保険者（生計を共にする同居の親族を含む。）の住居等の日常生活に供されている以外の動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</li> <li>9. 被保険者と生計を共にする同居の親族が起こした一方の他方に対する損害賠償責任</li> <li>10. 被保険者（生計を共にする同居の親族を含む。）の使用人が被保険者（生計を共にする同居の親族を含む。）の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者（生計を共にする同居の親族を含む。）が家事使用人として使用する者については、この規定を適用しません。</li> <li>11. 被保険者（生計を共にする同居の親族を含む。）と第三者との間に損害賠償責任に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任</li> <li>12. 被保険者（生計を共にする同居の親族を含む。）が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任</li> <li>13. 被保険者（生計を共にする同居の親族を含む。）または被保険者（生計を共にする同居の親族を含む。）の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任</li> <li>14. 航空機、船舶・車両（注 3）、銃器（注 4）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 （注 3）原動力が専ら人力であるものを除きます。（注 4）空気銃を除きます。</li> <li>15. 日本国外における日常生活で生ずる損害賠償責任</li> </ol>
山岳遭難・ 捜索救助 費用保険金	<p>被保険者が、次のいずれかにより支払事由に該当したとき</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失（注） （注）重大な過失の例としては、入山規制区域などに自らの意思で赴き、遭難すること、または発作の危険性がある持病をもっているにも関わらず、自らの意思で山岳登業を行い、遭難する損害が被るとをいいます。</li> <li>2. 保険金受取人の故意または重大な過失</li> <li>3. 被保険者の自殺行為または犯罪行為</li> <li>4. 被保険者の精神および行動の障害（別表 2）を原因とする事故</li> <li>5. 戦争、その他の変乱</li> <li>6. 地震、噴火または津波</li> <li>7. 核燃料物質（注 1）もしくは核燃料物質（注 1）によって汚染された物（注 2）の放射性、爆発物その他の有害な特性またはこれらの特性による事故 （注 1）使用済燃料を含みます。（注 2）原子核分裂生成物を含みます。</li> <li>8. 日本国外における山岳遭難・捜索</li> </ol>

## ❗ その他 注意事項

次については、理解したうえでお申してください。

1. 事故が発生した時は、当社まで速やかにご連絡ください。保険金をお受け取り頂くための手続きが必要となります。ご連絡をいただければ、当社からあらためてご説明をさせていただきます。
2. 示談交渉について  
この保険では、「示談交渉サービス」、または、それに関する費用を支払仕組みには原則なっていません。
3. 先取特権について  
保険法に基づき、損害賠償請求者は、保険金請求権について先取特権を有します。

まごころ少額短期保険株式会社 <https://www.magocoro-ins.com>

お客様相談窓口：0570-550-514 電話受付時間 平日10:00-17:00（土日休日 年末年始は除く。）